

「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準に定めるもののほか、「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」(以下「本事業」という)における広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハレ活ホームページ OKAYAMA ハレ活プロジェクト事務局(以下「事務局」という)が運営する本事業専用のウェブページ(<https://harekatsu.jp>)のことをいう。
- (2) アプリ 本事業の参加者が事業への参加に利用するスマートフォン向けアプリケーション kencom のことをいう。
- (3) お知らせ配信 事務局がアプリを通じてメッセージを配信することをいう。メッセージの開封を促すための通知機能(以下「PUSH 通知」という)を含む。
- (4) メールマガジン 事務局が本事業に登録されている参加者のメールアドレス宛に、無料で定期的に発行するメールのことをいう。

(広告の種類)

第3条 広告の種類は次に示すとおりとする。

- (1) お知らせ配信
- (2) メールマガジン

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブページ内容の範囲は、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第5条 第3条に定める広告の規格は次のとおりとする。

	(1) お知らせ配信	(2) メールマガジン
配信日	事務局の営業日の10～18時	事務局の営業日の10～18時
タイトル	冒頭に(PR)を入れる 全角60字以内、改行不可	冒頭に(PR)を入れる
書式等	画像(jpg/pngのみ、1MB以内、差し)	本文内へ画像差し込み不可

	込みにて掲載) 太字, 赤字, 外部リンクのみ指定可 ファイル添付不可 掲載文面内に広告主の社名を明記する	テキストは左詰めとし, 装飾不可 ファイル添付不可 掲載文面内に広告主の社名を明記する
その他	PUSH 通知の有無選択可 (全角 30 字程度)	HTML 形式

(広告の掲載箇所及び枠数)

第 6 条 広告を掲載する箇所及び枠数は保健管理課長が指定する。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告の掲載日について, 掲載日時, 期間は年度を越えて指定することができない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途保健管理課長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集は, ハレ活ホームページ等で公募することとする。

2 保健管理課長は, 公募を行うに当たって, 広告主となり得る者及び広告会社に対し, 広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込)

第 9 条 広告掲載希望者は, OKAYAMA ハレ活プロジェクト広告掲載申込書 (様式 1 号) により, E メールで, 保健管理課長が指定する期間内に事務局を通じ申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第 10 条 保健管理課長は, 前条に定める広告掲載の申し込みがあったときは, 岡山市広告審査会に必要な事項の審査を付託するものとする。

2 保健管理課長は, 広告掲載の可否を決定したときは, その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知 (様式 2 号) する。

3 保健管理課長は, 広告掲載希望者が, 第 6 条に定める枠数を超えたときは, 次の順位により決定する。

- (1) 第 1 順位 国若しくは地方公共団体が出資し, 又は出えんしている法人若しくは団体の広告
- (2) 第 2 順位 公益法人及び公益的団体の広告 (前号に掲げるものを除く。)
- (3) 第 3 順位 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 第 4 順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所, 事務所等を有するも

のの広告（前号に掲げるものを除く。）

(5) 第5順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 第6順位 前各号に掲げるもの以外の広告

4 前項の規定によってもなお、広告掲載希望者が第6条に定める枠数を超えるときは、先着により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を保健管理課長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、税込50,000円（お知らせ配信とメールマガジンを各1回配信）とする。

2 広告主は、広告掲載料を保健管理課長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。ただし、保健管理課長が認めるときはこの限りでない。

(広告内容等の変更)

第13条 保健管理課長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第14条 保健管理課長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 広告主が前条の規定による広告内容の変更を行わないとき

(4) 広告の内容またはリンク先ウェブページの内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、本事業への広告掲載が適切でないと保健管理課長が判断したとき

(広告掲載の取下)

第15条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面（様式3号）により事務局を通じ、保健管理課長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定より広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

- 第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。なお、返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 2 広告主の責に帰する理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載期間の調整）

- 第17条 広告掲載予定日に広告掲載できないときは、掲載期間を調整する。

（広告主の責務）

- 第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保健管理課長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- 4 広告主は、広告の内容又はリンク先ウェブページの内容等が、法令に違反し、若しくはそのおそれがあると判明したとき又はこの要領等に抵触することが判明したときは、速やかに保健管理課長へ報告しなければならない。

（リンク先等）

- 第19条 広告主は、広告掲載前に、広告のリンク先又は広告原稿を変更するときは、事務局を通じ連絡するものとする。

（裁判管轄）

- 第20条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、岡山市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（疑義等の決定）

- 第21条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は保健管理課長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年12月28日から施行する。